

公認心理師の経過措置に関わる科目読み替えについて

山口大学大学院教育学研究科 学校臨床心理学専修

本学大学院の既修了生が、附則第2条第1項第1号及び第2号による経過措置、いわゆるDルートにて公認心理師試験の受験資格を有しているかどうかについては、以下のとおりとなります。

* 平成11年度以前入学の既修了生については、現任者講習会の受講が必要となります(いわゆるGルート)。

* 平成12年度入学(平成13年度卒)以降の既修了生については、厚生労働省の「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて」[1]と以下の読み替え表をご参照の上、ご検討ください。

[1] <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000177884.pdf>

法第7条第1号の省令で定める科目	本学大学院科目との対応
1.保健医療分野に関する理論と支援の展開	「人格心理学特論」
2.福祉分野に関する理論と支援の展開	「特別支援教育心理学特論I」 「障害児心理学特論」
3.教育分野に関する理論と支援の展開	「教育心理学特論」 「教育心理学特論演習」
4.司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	対応なし
5.産業・労働分野に関する理論と支援の展開	対応なし
6.心理的アセスメントに関する理論と実践	「臨床心理査定演習I」
7.心理支援に関する理論と実践	「臨床心理面接特論I」 「心理療法特論」
8.家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	「家族心理学特論」 「社会心理学特論」
9.心の健康教育に関する理論と実践	対応なし
10.心理実践実習	「臨床心理実習」

その他の科目の読み替えについてはお問い合わせください。